

H26一③ 「公園施設の設計設置指針」に関する調査研究

調査項目 「公園施設の設計設置指針」に関する調査研究

調査年次 平成26年度（9次調査）

目的

公園の設計に際しては、設計設置指針（神戸市の場合、公園施設設計設置基準）や、「遊具の安全確保に関する指針」（H20年8月）、「移動等円滑化法」（H23年8月）及び関連条例等に基づいて公園の設計を進めている。

一方、平成16年の景観法の成立を受け、公共空間のデザイン性の向上に向けた取り組みが各地・各分野で行われているが、都市公園に関しては上記数値基準等に忠実になったがために、景観やデザイン性への配慮が希薄になってきている状況が散見される。さらに、熟練技術者の大量退職により技術力の低下が進んでいることから、設計技術を承継していく取り組みは喫緊の課題となっている。

これらのことから、設計段階においては、様々な事象に対応できる設計設置指針の整備が今後さらに重要になると考えられるため、各市の設計設置指針の内容やポイントを整理し、共通の課題について討議を行い、今後の各市の設計設置指針の改訂に資する調査を行うことを目的とした。

概要

各市の取り組み事例を把握し、技術継承のための課題を整理する。前提条件の整理をするため、公園設計に関して標準的に設けられる指針等を体系的に整理する。各市の定める公園の設計に関する指針等の現状や課題について、調書を通じて整理する。（数値基準の整理だけでなく、主に各市独自の取り組みや景観・デザイン的な配慮事項などを整理・分析）あわせて、大都市以外の都市においても情報を収集した。

結果

1. 公園施設の設計設置指針に関する調書の整理

設計積算にかかる標準事項をまとめているのみで、公園施設の設計設置に係る指針を持っていない都市も多い。現状の所有指針とは異なる段階や異なる規模の指針が必要とされているほか、新しい基準等への反映、対応ができていないという問題も挙げられている。また、景観や整備後のメンテナンスに関する記載不足など、指針内容に追加すべき項目が挙げられている。

2. 盛り込むべき内容

公園施設設計指針を作る際に盛り込むべき内容として、調書より以下の内容が明らかになった。

- ・既に設計指針を作成している都市では、長寿命化やコスト縮減、環境や超高齢化への対応といった「公園整備にあたっての考え方」や、「考える」作業の必要性や過程といった職員の業務への取り組み姿勢について。

- ・公園及び周辺を含めて近年重要視されている防災や防犯の機能、設置基準に関する内容、景観に関する内容、整備後の維持管理・メンテナンスについて。

- ・公園規模別の施設整備水準の設定、施設間の関連性への配慮、水質に関する基準、最新基準の反映など、整備する施設について配慮すべき事項について

- ・具体的な施設・工事内容として、自転車駐輪場、法面工事について。

- ・マニュアルのあり方としては、開発基準条例化への対応、若手職員に伝えるべき内容を文書化のほか、監査や会計検査等よりどころとなる明確な根拠としての位置づけも求められている。

3. 継承すべきと考える設計技術、承継方策について

継承すべき技術としては、プランニングの際は地域独自の課題に対応し地域特性等を盛り込む能

力、周辺環境と調和したランドスケーププランニング能力、設計時には維持管理と一体となった設計技術、多様な条件下で最適な設計を行う能力・技術、また材料選定・施工の技術、コンサル下の指導、照査設計能力・技術など、職員が公園を適切に設計整備するために必要となる技術が挙げられていた。

現状行っている継承に向けた取組みとしては、現地視察会、研修の実施、メールによる情報提供、手引き、マニュアルの作成・改訂、庁内チェック体制の構築が挙げられている。

4. 公園施設の設計設置指針（案）の検討

設計設置指針イメージ案（別冊）を検討した。

課題

新設公園の整備等が減っているため業務を経験できる職員が減っていること、また定年等による公園設計に係る職員の減少が挙げられている。とくに植栽に関する知識の不足が挙げられている。

調査結果の反映等

キーワード

公園設計、設計指針

事例公園等